

2026 年度試験向け法改正情報

<保税業者に対する業務改善命令の新設（2026 年 4 月 1 日から施行）>

（指定保税地域）

関税法第 41 条の 3 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者がこの法律の規定に従って指定保税地域の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保税地域において貨物を管理する者に対し、前条に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

- 2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る指定保税地域において貨物を管理する者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

（保税蔵置場）

関税法第 45 条の 2 税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従って保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対し、第 43 条第 11 号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

- 2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

※保税工場においては、関税法第 61 条の 4、保税展示場においては同法第 62 条の 7、総合保税地域においては同法第 62 条の 15 により準用する。

<不当廉売関税における迂回防止措置(2026 年 6 月 1 日から施行)>

関税定率法第 8 条の 2 の新設により不当廉売関税に関する迂回防止措置が規定された。

輸入される特定貨物に対し不当廉売関税が発動されている場合において、以下のような種類の迂回が疑われる貨物取引について、新規の不当廉売調査によらず、より迅速に実施しうる迂回防止調査の結果に沿って、原措置の不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能にする迂回防止措置が導入された。迂回防止のための調査は、当初の調査とは異なり、調査開始から原則として 10 か月（最長 16 か月）以内に調査を終了し、課税するか否かを決定する。

（類型）

- ・ 第三国迂回 不当廉売関税の対象国から対象製品の部品等を第三国に輸出し、第三国内の加工設備において最終加工後に輸入国（本邦）へ輸出することで、不当廉売関税を迂回
- ・ 軽微変更迂回 不当廉売関税の対象製品をわずかに異なる製品（不当廉売関税対象外）に切り替えて輸出することで、不当廉売関税を迂回
- ・ 輸入国迂回 不当廉売関税の対象国から対象製品の部品等（不当廉売関税対象外）を輸入国（本邦）に輸出し、本邦内の加工設備において最終加工することで、不当廉売関税を迂回